

甲南ラグビークラブ中高OB会 会則

第1章 総 則

第1条 本会の名称は甲南ラグビークラブ・中高OB会とする。

第2条 本会は会員相互の親睦と甲南中学・高等学校ラグビー部の発展を目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会は下記のを以って会員とする。

1. 旧制・新制甲南中学・高等学校のラグビー部に在籍したもの

2. 甲南学園に在籍したもので当会の趣旨に賛同するもの

第4条 本会並びに甲南中学・高等学校ラグビー部の発展に功労のある人を推して客員とすることができる。

第5条 新会員は氏名、現住所、職業を明記し本会に通知することを要する。

第6条 前条の各事項に変動を生じるときは、その旨を直ちに通知することを要する。

第7条 1年間本会会費未納者は本会会員の資格を失うものとする。但し、特別の事情のある場合は、会長の判断にゆだねる。

第3章 組織

第8条 本会は本部を甲南中学・高等学校ラグビー部に置き、必要に応じて事務局、支部を設置することができる。

第9条 本会の組織は下記のとおりとする。

1. 会 長 「理事」 1名

2. 副会長 「理事」 (若干名)

3. 事務局長 「理事」

4. 事務局員 (若干名) 事務局長の指名による。

5. 運営局員 「理事」 (若干名)

6. 監事 (若干名) 会長指名による。

第10条 事務局長は会長または副会長並びに運営委員と協議して会の運営に当たる。
(会長が何らかの理由で不在の場合を含む)

第11条 役員の任期は1期2年とする。但し、再任或いは重任を妨げない。

任期満つるも後任者就任するまではその職務を継続するものとする。

第12条 支部組織は支部会員適宜之をつくり、支部長を本部に通知することを要する。

第4章 総 会

第13条 本会運営の為に、総会と理事会を置く。

第14条 総会は会計年度終了後2カ月以内に開催する。他、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第15条 定期総会においてなすべき事項は下記のとおりとする。

1. 前年度事業報告
2. 前年度会計報告
3. 新年度事業計画（案）
4. 新年度会計予算（案）
5. 新年度会長と理事の互選
6. 会則の変更の承認
7. その他重要事項の承認

第16条 総会の議事は出席会員の過半数を以って可否とする。

第17条 賛否同数の場合は会長が決する。

第18条 出席不能の場合は書面を以って決議に参加することができる。

第19条 第11条により選任された理事は本会重要案件を討議し、総会決定事項以外の事項を決定する。理事会は原則として理事の出席のもとに多数決決定を行うものとするが、緊急の場合、メールや電話で理事の過半数の賛成を得て記録を残すことにより決定を行う事ができる。

第5章 会 計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入を以って支弁する。

第21条 会費を納入すべきものは、第3条第1項及び第2項該当者に限る。

第22条 会員の年会費として6千円、支援金として5千円、コーチ支援金として4千円とする。但し、高校卒業後4年間は1年千円とし、入会時に4年分を一括納付するものとする。

第23条 満70歳以上の会員は年会費の納入或いは金額については任意とする。

第24条 収入不足が予想される場合、理事会の決議により寄付金を募ることができる。

第25条 監事は年1回以上会計監査を行うものとする。

第26条 会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 慶 弔

第27条 会員で死亡された場合、弔電を捧げる。但し、理事会の判断により供花、または香典を備える。その他慶弔については臨時理事会で決定する。

付 則

1. 本会は平成18年4月1日より発効する。

平成30年2月22日改訂

細 則

1. 会則第8条について下記の通りとする。
 - (1) 本部は甲南中学・高等学校ラグビー部に置く。
住所：芦屋市山手町31-3
 - (2) 事務局は中高OB会会費の管理、運用を行うものとし
郵便振込口座の管理については、事務局長が行うものとする。
事務局は事務局長の住居に設ける。
事務局 住所：神戸市東灘区甲南町3-6-12-201
事務局 氏名：川崎 圭祐方
甲南ラグビークラブ中高OB会
2. 会則にない事項については、理事会の承認を得て、細則に定めるものとする。

以上